

～建設業取引適正化推進期間～

# 建設業法令遵守について

令和6年11月20日・21日

 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課

# 目次

1. 建設業法に基づく処分事例
2. 法定福利費及び安全衛生経費の適切な確保
3. 建設業法の改正（令和6年12月施行分）
4. その他
5. 資料リンク集

# 1. 建設業法に基づく処分事例

# 法令遵守について

建設業法の目的達成のため、建設工事に携わる皆様には法令（ルール）を遵守いただく必要があります。

もし、法令違反があれば、国や都道府県が、処分基準に沿って、

**監督処分（指示・営業停止・取消）**を行います。

建設業者の皆様には、社内のコンプライアンス体制の整備や下請負人に対する指導などを通じて、法令が遵守される建設業界の実現にご協力ください。

大阪府の処分基準は**建築振興課HP**をご覧ください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/syobunkijyun/index.html>)

# <事例> ○○市○○トンネル工事 施工体制

発注者名	○○市
工事名称	○○トンネル工事

《一次下請》

《二次下請》

《元請》

土 工 木 工 式	会社名	株A建設
	監理技術者名	A' (専任)
	許可	(特)土木工事業

請負金額：6,000万円

設 置 機 械 工 器 事 具	会社名	株B設備
	主任技術者名	B' (非専任)
	許可	(般)機械器具設置工事業

下請金額：1,500万円

設 置 機 械 工 器 事 具	会社名	株E設備
	主任技術者名	E' (非専任)
	許可	(般)機械器具設置工事業

下請金額：500万円

土 と び 工 事	会社名	株C工業
	主任技術者名	C' (非専任)
	許可	(般)とび・土工工事業

下請金額：3,000万円

土 と び 工 事	会社名	株F工業
	主任技術者名	F' (非専任)
	許可	(般)とび・土工工事業

下請金額：1,500万円

舗 装 工 事	会社名	株D建設
	主任技術者名	D' (非専任)
	許可	(般)舗装工事業

下請金額：500万円

設 置 機 械 工 器 事 具	会社名	株G建設
	主任技術者名	G' (非専任)
	許可	(般)舗装工事業

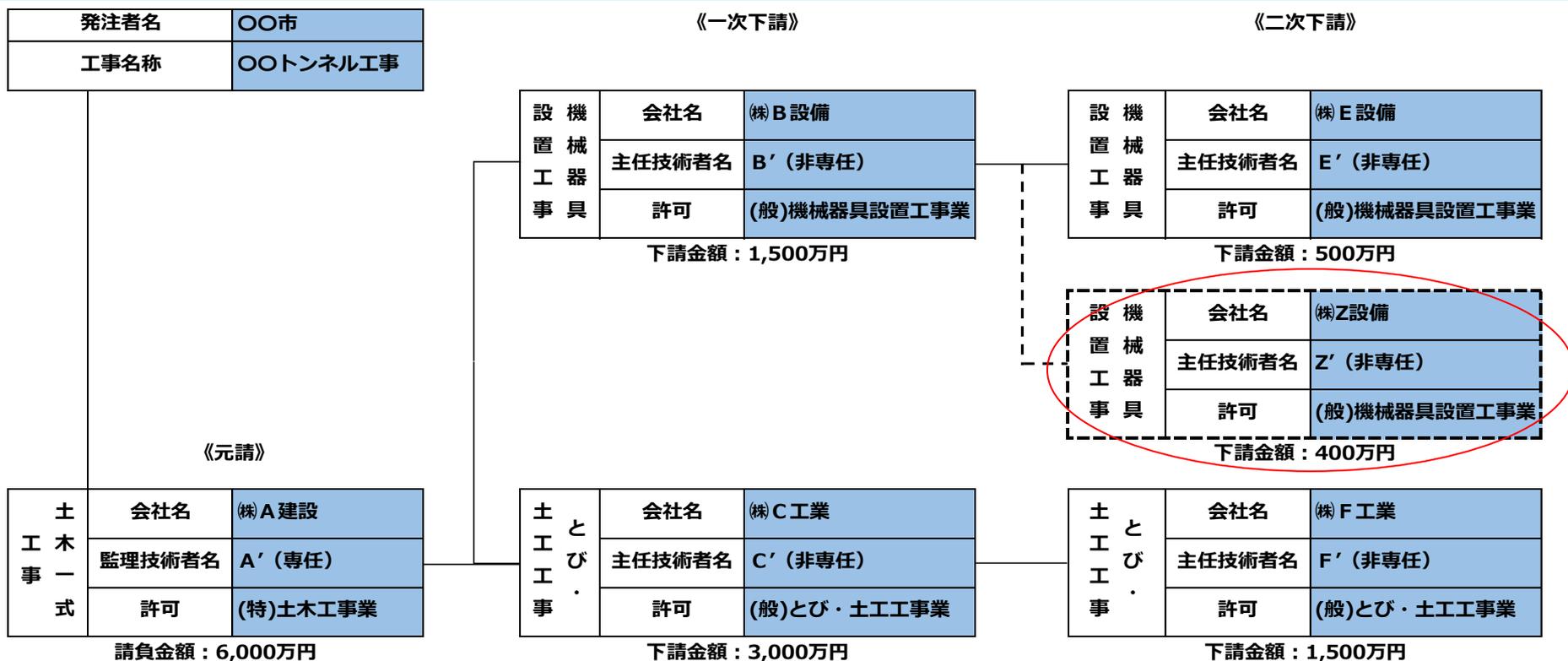
下請金額：200万円

※説明のため、架空の事例を簡略化して記載しています。

## <処分事例>

- (1) 施工体制台帳等に係る違反
- (2) 配置技術者に係る違反
- (3) 一括下請負
- (4) 無許可営業
- (5) 他法令違反 (例：労働法令)
- (6) 虚偽申請等による許可の取得
- (7) 届出書等への虚偽の記載

# (1) 施工体制台帳等に係る違反



## 公共工事における施工体制台帳等

⇒元請：施工体制台帳等の作成・提出・閲覧・保存義務

下請：再下請負通知書の作成・提出・保存義務

### 処分事例

- ・ (株)B設備が、(株)E設備以外にも下請に出していたにもかかわらず、(株)A建設に再下請負通知書等を提出していなかったため、(株)A建設は正しい施工体制台帳等を作成できなかった。

※下請からの報告がない場合にも、元請は行政処分の対象となる。

# <施工体制台帳（作成例）>

年 月 日

※作成者：元請

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_

[事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者及び住所			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
下請契約							

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場代理人名		権限及び意見 申出方法	

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
------------------	-----------	------	--

監理技術者補佐名		資格内容	
----------	--	------	--

専門技術者名	資格内容	専門技術者名
	担当 工事内容	担当 工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

# <再下請負通知書（作成例）>

年 月 日

※作成者：下請

直近上位  
注文者名 \_\_\_\_\_

【報告下請負業者】

住 所 \_\_\_\_\_

元請名称 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監督員名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び 意見申出方法	専 門 技 術 者 名
主任技術者名 専 任 非専任	資 格 内 容
資 格 内 容	担 当 工 事 内 容

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 習生の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名		代 表 者 名	
住 所 号 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名 専 任 非専任	雇用管理責任者名
資 格 内 容	専 門 技 術 者 名
	資 格 内 容
	担 当 工 事 内 容

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 習生の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

# <施工体系図（作成例）>

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生  
管理者

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

は建設業法で定められた記載事項です。

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 ~ 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 ~ 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 ~ 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 ~ 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 ~ 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 ~ 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 ~ 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 ~ 年月日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有 ・ 無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日 ~ 年月日

※施工体系図については、現場への掲示が必要  
 公共工事：現場内の見えやすい場所及び公衆の見えやすい場所  
 民間工事：現場内の見えやすい場所

# 作業員名簿 (作成例)

( 年 月 日作成)

元請  
確認欄

提出日 年 月 日

( 次)会社名  
・事業者ID

一次会社名  
・事業者ID

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日	
	氏名			年齢	年金保険		中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
	技能者ID			雇用保険	年 月 日						年 月 日
				年 月 日						年 月 日	
				歳						年 月 日	
				年 月 日						年 月 日	
				歳						年 月 日	
				年 月 日						年 月 日	
				歳						年 月 日	
				年 月 日						年 月 日	
				歳						年 月 日	
				年 月 日						年 月 日	
				歳						年 月 日	
				年 月 日						年 月 日	
				歳						年 月 日	
				年 月 日						年 月 日	
				歳						年 月 日	

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

現 …現場代理人   
  作 …作業主任者 (注) 2.)   
  女 …女性作業員   
  未 …18歳未満の作業員

主 …主任技術者   
  職 …職 長   
  安 …安全衛生責任者   
  能 …能力向上教育   
  再 …危険有害業務・再発防止教育

管 …外国人技能実習生   
  就 …外国人建設就労者   
  1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

## (2) 配置技術者に係る違反

発注者名	〇〇市
工事名称	〇〇トンネル工事

《元請》

土 工 木 一 式	会社名	(株)A建設
	監理技術者名	Y' (非専任)
	許可	(特)土木工事業

請負金額：6,000万円

**請負代金が4,000万円以上（建築一式は8,000万円以上）  
の工事**

**⇒専任を要する工事の監理技術者等の配置義務**

処分事例

- ・ 監理技術者Y'が他の工事現場を兼務していた。
- ・ 監理技術者Y'が(株)A建設の営業所における専任の技術者を兼務していた。

**監理技術者等に求められる雇用関係**

**⇒直接的かつ恒常的な雇用関係が必要**

処分事例

- ・ 直接的かつ恒常的な雇用関係がないY'を監理技術者として工事現場に配置した。

# (3) 一括下請負

発注者名	〇〇
工事名称	〇〇工事

建築一式工事	会社名	(株)A建設
	監理技術者名	A'
	現場代理人	D'
	許可	建築工事業
	工期	〇~〇

建築一式工事	会社名	(株)B建設
	主任技術者名	B'
	許可	建築工事業

足場仮設工事	会社名	(株)G
	主任技術者名	G'
	許可	とび・土工事業

鉄骨工事	会社名	(株)F建設
	主任技術者名	F'
	許可	鋼構造物工事業

電気工事	会社名	(株)G
	主任技術者名	G'
	許可	電気工事業

屋根工事	会社名	(株)G
	主任技術者名	G'
	許可	屋根工事業

## 処分事例

☆ 下請契約の施工に実質的な関与を行わず、請け負った建設工事の**主たる部分**を一括して他の業者に請け負わせる場合

- ・ (株)A建設は、工事の主たる部分を一括して(株)B建設に請け負わせた。
- ・ (株)A建設の監理技術者は、施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等の**全ては自ら行わなかった。**→**実質的な関与が認められない。**

# (4) 無許可営業 (一般建設業許可 / 特定建設業許可)

発注者名	〇〇市
工事名称	〇〇トンネル工事

《一次下請》

《二次下請》

《元請》

土 工 木 一 式	会社名	(株)A建設
	監理技術者名	A' (専任)
	許可	(般)土木工事業

請負金額：6,000万円

設 機 置 械 工 器 事 具	会社名	(株)B設備
	主任技術者名	B' (非専任)
	許可	(般)機械器具設置工事業

下請金額：1,500万円

設 機 置 械 工 器 事 具	会社名	(株)E設備
	主任技術者名	E' (非専任)
	許可	(般)機械器具設置工事業

下請金額：500万円

土 と び 工 事	会社名	(株)C工業
	主任技術者名	C' (非専任)
	許可	(般)とび・土工工事業

下請金額：3,000万円

土 と び 工 事	会社名	(株)F工業
	主任技術者名	F' (非専任)
	許可	(般)とび・土工工事業

下請金額：1,500万円

舗 装 工 事	会社名	(株)D建設
	主任技術者名	D' (非専任)
	許可	(般)舗装工事業

下請金額：500万円

設 機 置 械 工 器 事 具	会社名	(株)G建設
	主任技術者名	G' (非専任)
	許可	(般)舗装工事業

下請金額：200万円

**下請負代金の総額が4,500万円 (建築一式：7,000万円) 以上**

**⇒特定建設業の許可と施工体制台帳等の作成が必要**

処分事例

- ・(株)A建設は、一般建設業の許可しか受けていなかった。
- ・工事途中で契約変更することとなり4,500万円以上となった。

# (4) 無許可営業 (工事業種)

発注者名	〇〇市
工事名称	〇〇トンネル工事

《一次下請》

設 置 工 事 機 械 器 具	会社名	(株)B設備
	主任技術者名	B' (非専任)
	許可	(般)土木工事業

下請金額 : 1,500万円

《元請》

土 工 木 一 式	会社名	(株)A建設
	監理技術者名	A' (専任)
	許可	(般)土木工事業

請負金額 : 6,000万円

## 一式工事 (土木工事業、建築工事業) と専門工事

⇒一式工事の許可で専門工事は請け負えない

### 処分事例

・ (株)B設備は、土木工事業の許可しか受けていないのに、500万円以上の機械器具設置工事を請け負った。

# (参考) 一式工事の許可で専門工事が施工できる場合

発注者名	〇〇市
工事名称	〇〇トンネル工事

《元請》

土 木 一 式 工 事	会社名	(株)A建設
	監理技術者名	A' (専任)
	許可	(特)土木工事業
	専門技術者	A'
	担当工事内容	管工事

請負金額 : 6,000万円

一式工事を施工する場合において、専門工事を自ら施工するとき、その専門工事が一式工事の附帯工事であれば、一式工事の許可でも専門工事が施工できる。

ただし、附帯工事を自ら施工するときは、その工事に関し主任技術者に相当する者を置かなければならない。

その技術者を置けない場合は、専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければならない。

## 【附帯工事の例】

土木一式工事の施工に伴って生じた管工事

# (5) 他法令違反 (例：労働法令)

発注者名	〇〇市
工事名称	〇〇トンネル工事

《一次下請》

設 置 工 事 機 器 具	会社名	(株)B設備
	主任技術者名	B' (非専任)
	許可	(般)機械器具設置工事業

下請金額：1,500万円

《元請》

土 工 事 一 式	会社名	(株)A建設
	監理技術者名	A' (専任)
	許可	(特)土木工事業

請負金額：6,000万円

## 建設業者と他の法令

⇒その業務の運営に当たって建設業法以外の法令も遵守すべき

### 処分事例

- ・ (株)A建設の役員が、労働基準法違反により罰金の刑に処せられた。
- ・ (株)B設備は、労働者の危険を防止するための必要な措置を講じなかったため、(株)B設備の役員が労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられた。

## (6) 虚偽申請等による許可の取得

- 役員等に許可の欠格事由があるのに、欠格事由がない旨記載をして、許可を受けた。
- 営業所における専任の技術者が専任の者でないのに、専任の者であると記載して許可を受けた。
- 経營業務の管理責任者が実際は役員でないのに、役員と記載して、許可を受けた。
- 営業所の所在地について不正の事実を記載して許可を受けた。
- 営業停止処分中に建設業の営業を行った。
- 営業停止処分等に該当する不正行為を行い、その情状が特に重い場合

許可の取消し処分

役員への5年間の  
営業禁止処分

**5年間、許可を受けることができない**



## 2. 法定福利費及び 安全衛生経費の適切な確保

# 法定福利費及び安全衛生経費の定義

## (1) 法定福利費とは

企業が義務的に負担しなければならない社会保険料、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分が対象。（労災保険は元請一括加入）

## (2) 安全衛生経費とは

元請負人及び下請負人の労働災害防止対策に係る費用で、建設工事従事者の安全及び健康を確保するうえで、必要不可欠な経費。

**⇒いずれも建設業法19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる重要な経費の一つ。**

# (1) 法定福利費について

＜法定福利費を内訳明示した見積書の活用＞

従来：総額の表示のみで、見積書の中に含まれる  
法定福利費の取り扱いが分かりにくかった。

⇒下請業者が元請業者（直近上位の注文者）に対して  
提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に  
含まれる法定福利費を内訳として明示したもの。

＜内訳明示する法定福利費＞

標準見積書にて内訳明示の対象となる保険料等について

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金 <sup>※</sup>	雇用保険料	労災保険料 <sup>※</sup>
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	—	×	—

内訳明示の範囲は、  
事業主(会社)負担分  
を基本としている。

※ 事業主が全額負担(本人負担なし)

# <法定福利費を内訳明示した見積書の作成例>

## 御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××  
○○株式会社

**見積金額** L (消費税込)

事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

(内訳)

	項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費				A
	労務費				B
	経費(法定福利費を除く)				C
	小計				D=A+B+C
<b>法定福利費</b>					
	法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
	雇用保険料	B	p	E= B × p	
	健康保険料	B	q	F= B × q	
	介護保険料	B	r	G= B × r	
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	s	H= B × s	
	合計	B	t	I= B × t	
	小計				J=D+I
	消費税等				K=J × 8%
	合計				L=J+K

事業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。

介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。

事業主負担分の法定福利費を明示する。

法定福利費も消費税の対象になる。

# (1) 法定福利費について (社会保険への加入)

## 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン改訂について(概要) 国土交通省

- 建設業における社会保険の加入について、元請企業と下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行
- 令和元年の建設業法等の一部改正等を踏まえ、**ガイドラインを改訂(令和2年10月1日より施行)**

### 改訂の主な内容

#### ○社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・ 各作業員の社会保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする
- ・ 建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー(電子データ可)を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ CCUS登録企業を下請企業として選定することを推奨
- ・ 技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入

#### ○例外的に現場入場を認める「特段の理由」を明記

- ・ **特段の理由により未加入作業員の現場入場を認める場合は以下に限定**
  - 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
  - 社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

#### ○一人親方について

- ・ 生活保障の観点や、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備の観点から、下請企業の役割と責任として、**請負関係にある一人親方について、実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させることを明確に規定**
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員については
  - 実態が請負であれば、下請企業と一人親方との関係を記載した**再下請負通知書及び請負契約書を元請企業に提出**
  - 元請企業は**適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すべきものであることを明確化**

## ■ 労働者である社員と請負関係になる者を明確に区分すること

### 社会保険加入に関する下請指導ガイドライン

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区分した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載すること。事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがある。

(中略)保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

(A) **労働者である社員**：雇用保険については全ての労働者、健康保険及び厚生年金保険については従業員5人未満の個人事業主に雇用される者、その他法令上の適用除外に該当する者を除き、事業主は保険に加入させることが必要

(B) **請負関係にある者**：個人で国民健康保険、国民年金に加入

### ①下請企業

- ✓ 下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分
- ✓ (A)の労働者である社員について、下請企業は、適切な保険に加入させる
- ✓ (B)の請負関係にある者について、下請企業は、請負契約を締結し、再下請負通知書を作成

### ②元請企業

- ✓ 元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が労働者である社員か請負関係にある者か疑義がある場合には、下請企業に確認を求めるなど、作業員が適切な保険に加入しているか確認する

## ■ 「一人親方」の労働者性に関する注意点

### 社会保険加入に関する下請指導ガイドライン

事業主が社会保険料の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として(中略)労働関係法令に抵触するおそれがある。

○ 労働者ではなく個人事業主である一人親方は、基本的に個人で国民年金や国民健康保険に加入するが、**形式が請負契約であっても、実態が労働者であれば労働者として社会保険に加入する必要がある** (※労働者によっては、入場する現場により、働き方が異なる場合もある)

○ 社会保険料の支払いを免れるために、雇用関係にあった労働者と請負契約を結ぶことは関係法令に抵触するおそれ

⇒ 詳しくは、『みんなで進める一人親方の保険加入(社会保険加入にあたっての判断事例集)』を参照

別紙4 働き方自己診断チェックリスト

記入日: 年 月 日

チェックリスト記入者: \_\_\_\_\_

契約の相手方/担当者<sup>2</sup>: \_\_\_\_\_

<p><b>Point 1 依頼に対する諾否</b></p> <p>仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 自分に断る自由がある</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 自分に断る自由はない</p>
<p><b>Point 2 指揮監督</b></p> <p>日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く</p>
<p><b>Point 3 拘束性</b></p> <p>仕事先から仕事の就業時間(始業・終業)を決められていますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 基本的には自分で決められる</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 会社などから具体的に決められている</p>
<p><b>Point 4 代替性</b></p> <p>あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 代役を立てることも認められている</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 代役を立てることは認められていない</p>
<p><b>Point 5 報酬の労務対償性</b></p> <p>あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 工事の出来高見合い</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 日や時間あたりいくらで決まっている</p>
<p><b>Point 6 資機材等の負担</b></p> <p>仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 自分で用意している</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 会社が用意している</p>
<p><b>Point 7 報酬の額</b></p> <p>同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 正規従業員よりも高額である</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる</p>
<p><b>Point 8 専属性</b></p> <p>他社の業務に従事することは可能ですか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 自由に他社の業務に従事できる</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している</p>

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。

①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

記入者が①の場合

1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。

記入者が②の場合

1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。2 一人親方の氏名を記入する。

(注意)

・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。

・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

## 事前説明

働き方自己診断チェックリスト（以下、チェックリスト）の記入を依頼する際に、以下の趣旨と注意事項を事前に説明すること。

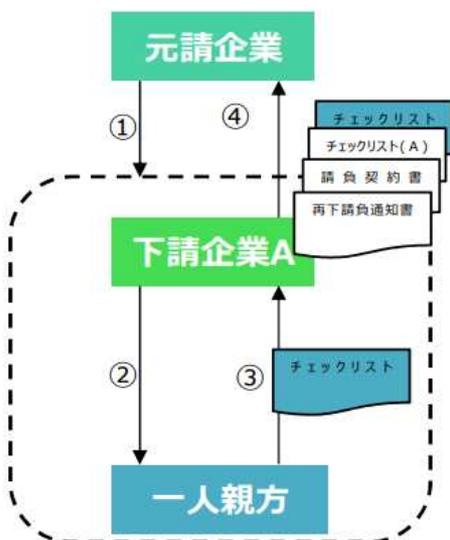
### 趣旨

適切な施工体制台帳の作成や労災保険料の算出のため、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのかを確認するため。

### 注意事項

チェックリストを記入する際には、実態に即して記入すること。

## ケース1 施工体制台帳を作成する工事での確認



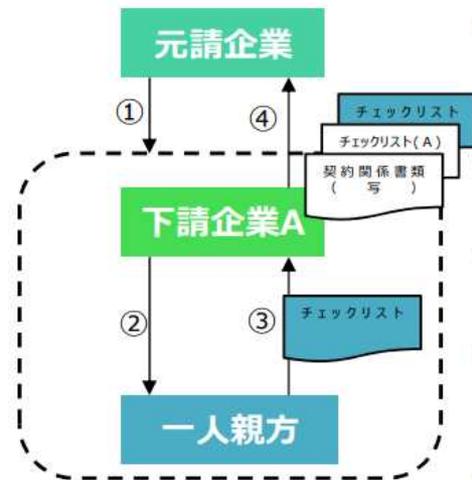
- ① 元請企業は施工体制台帳の作成建設工事の通知時に②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方と請負契約を締結する場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。
- ② 一人親方と直接、請負契約を締結する企業（以下、A企業とする）は、一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。
- ③ 一人親方は請負契約を締結する前の見積時に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、A企業に提出する。
- ④ A企業は一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書、A企業及び一人親方が記入したチェックリストを元請企業に提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注者を通じて元請企業に提出する。
- ⑤ 元請企業は請負契約書とチェックリストの内容を確認するとともに、現場入場等の機会を通じて一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。
- ⑥ 契約書の内容が建設工事の完成を目的とした契約で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はA企業に対して雇用契約の締結等を促す。

### 注意

- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

# 働き方自己診断チェックリストの運用方法(2/2)

## ケース2 施工体制台帳の作成を要しない工事での確認



- ① 元請企業は見積依頼の際に、一人親方に工事を依頼する下請企業がある場合は②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方に見積依頼を行う場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。
- ② 一人親方と直接、注文書及び請書による相互交付を行う企業（以下、A企業とする）は一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。
- ③ 一人親方を見積を依頼された際に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、A企業に提出する。
- ④ A企業は見積書を元請企業に提出する際に、一人親方から提出された契約関係書類の写し、A企業及び一人親方が記入したチェックリストを提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注企業を通じて元請企業に提出する。
- ⑤ 元請企業はチェックリストと契約関係書類の写しの内容を確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。その結果、建設工事の完成を目的とした作業で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はA企業に対して雇用契約の締結等を促す。

### 注意

- 契約関係書類の写しとは、A企業と一人親方の間で交わされた見積書、基本契約書、注文書や請書を想定している。
- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

## ケース3 新規入場者教育等での確認

- ① 元請企業は新規入場者教育時の新規入場者調査票等で一人親方かそうでないかを確認する。
- ② 一人親方には「働き方自己診断チェックリスト」で働き方を確認し、チェックリストの提出を求める。
- ③ チェックリストに多く該当する場合は、A企業に対して雇用契約の締結等を促す。

### 補足

- ◆ 直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。
- ◆ 施工体制台帳の作成を要する工事の場合はケース1またはケース3のいずれかを選択する。施工体制台帳の作成を要しない工事の場合はケース2またはケース3のいずれかを選択する。

# (2) 安全衛生経費について

## 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて～提言～概要

### 〈基本的な考え方〉

「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。

- ①安全衛生経費の「見える化」
- ②安全衛生経費に関する意識改革
- ③安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化

### 〈安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策〉

#### (1) 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及

- 元下間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、**建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る**
- 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る**

WGを設置し、具体的に検討(令和4年～)

#### (2) 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報

- 適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの**充実**
- インターネットやソーシャルメディアでの情報発信
- 安全衛生経費の確保に関する**ポスターの作成・配布**
- 全国安全週間などでの**集中的な広報**
- 発注者向けのリーフレットの作成
- 一人親方向けのリーフレットの作成

#### (3) 施策を体系的に進めるための仕組み構築

- 安全衛生経費の実態に関する**フォローアップ調査**
- 人材の育成**
- 各主体がまとめた**ガイドブック、事例等をホームページで一元化**
- 建設業法第19条の3の徹底

# 〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分組		費用負担		
		注文者	下請	注文者	下請	
安全衛生体制	工事現場管理					
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施					
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体					
	固定式足場以外の作業床の組立と解体					
	作業構台・吊り構台の組立と解体					
	昇降設備の設置と撤去					
	土留め支保工の組立と解体					
	保護具の着用					
	墜落等による危険の防止	手摺、幅木等				
		開口部養生				
		落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止					
	飛来前壊災害による危険の防止					
	揚重用具					
	警報設備					
	避難用設備					
	火災防止					
危険物の対処（立入禁止措置）						
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）					
	安全点検の実施					
	機械等の危険防止					
	監視連絡等に要する対策					
	倉庫、材料保管等					
	粉じん障害防止					
	石綿障害予防					
	電離放射線障害防止					
	特定化学物質障害予防					
	鉛中毒予防					
労働者に労働者に対する措置	有機溶剤中毒予防					
	酸素欠乏症等防止					
	安全衛生教育					
	作業内容変更時の教育 新規入場者教育 送り出し教育					

整理区分	対策項目	対策の実施分組		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の保持増進の形のための措置・快適な職場環境の構築	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
その他	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追加）	
【下請（2次）が実施する対策項目】	【下請（2次）が実施する対策項目】
<b>安全衛生管理体制</b>	<b>健康診断</b>
○安全衛生に向けた人員配置	○健康診断
○委員会の設置	・一般定期健康診断
○安全衛生管理体制	・特定業務健康診断
○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)	・メンタルヘルス対策
<b>労働者の健康に当たっての措置</b>	<b>追加項目</b>
○安全衛生教育	○
・雇入れ時教育	○
・職長・安全衛生責任者教育	○
・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	○
・健康教育等	○
○メンタルヘルスカアを推進するための教育研修	○
○作業従事者への技能講習、特別教育	○
○作業主任者への技能講習	
○リスクアセスメント	<b>【先般（1次）が実施する対策項目】</b>
○危険有害業務従事者への教育	<b>安全衛生管理体制</b>
○作業従事者、作業主任者が必要な免許	○安全一般に関する事項
	<b>追加項目</b>
	○
	○

第3回 安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

# 3. 建設業法の改正 (令和6年12月施行分)

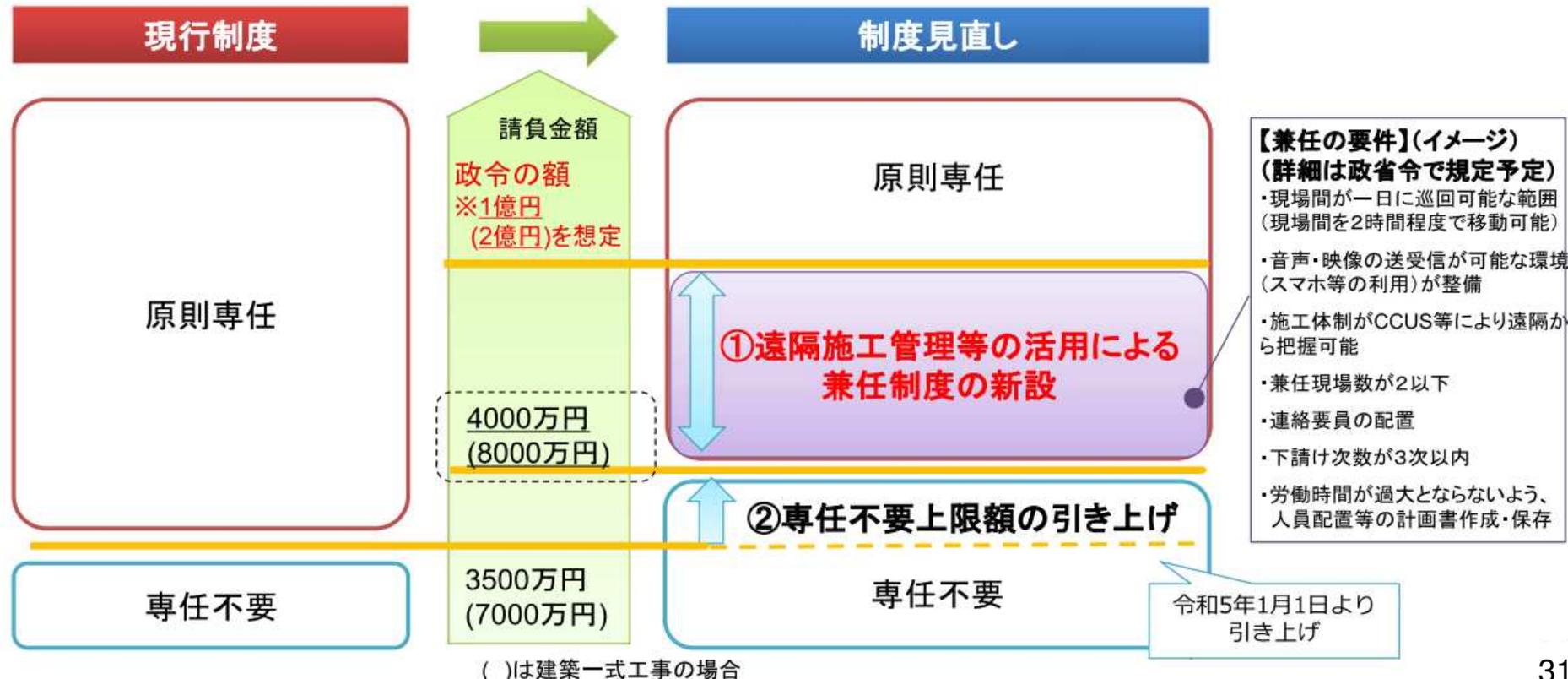
# 現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任制度に関する見直しの概要

## ①兼任可能な制度の新設【今回改正にて措置】

多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

## ②専任不要上限額の引き上げ【既に措置済み】

技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。



【改正法施行関係】

- (1) 監理技術者等の設置等の特例について(建設業法第 26 条第3項第1号関係)  
特例を認める請負代金の額については、一億円未満（建築一式工事である場合においては二億円未満）
- (2) 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例について(建設業法第 26 条の5第1項関係)  
特例を認める請負代金の額については、一億円未満（建築一式工事である場合においては二億円未満）と、当該特例を認める工事現場の数については、一

【改正法施行以外】

- 建設工事費高騰への対応
- ・特定建設業の許可を必要とする下請代金額の下限  
旧:4千5百万円 新:5千万円（建築工事業の場合 旧:7千万円 新:8千万円）
  - ・施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限  
旧:4千5百万円 新:5千万円（建築一式工事の場合 旧:7千万円 新:8千万円）
  - ・専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代金の下限  
旧:4千万円 新:4千5百万円（建築一式工事の場合 旧:8千万円 新:9千万円）
  - ・特定専門工事の対象となる建設工事の下請代金の上限  
旧:4千万円 新:4千5百万円

☆施行時期 令和6年12月中旬予定

# パブリックコメントの概要 建設業法施行規則改正（国土交通省 R6.11.1～R6.12.1）

## 【改正法施行関係】

(1) 建設工事の受注者が請負契約の締結前に注文者に通知すべき情報について

(建設業法第 20 条の2)関係

改正法により新設された建設業法第 20 条の2第2項に基づき、建設業者が建設工事の請負契約の締結前にその注文者に通知すべき情報の対象となる事象については、

- 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
  - 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
- とすること。

また、同項に基づき当該情報を通知する場合は、当該締結しようとする建設工事の請負契約に係る建設業法第 20 条第1項の規定による書面(見積書)に、これらの情報を記載した書面を添付すること等とすること。

☆施行時期 令和6年12月中旬予定

# パブリックコメントの概要 建設業法施行規則改正（国土交通省 R6.11.1～R6.12.1）

## 【改正法施行関係】

(2)監理技術者等の専任の合理化を認める要件について(建設業法第26条第3項第1号関係)

改正法により規定された監理技術者等の専任の合理化(同一の主任技術者又は監理技術者が複数の工事現場を兼務できることとされたこと)を認める要件を以下のとおりとすること。

- 工事現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- 各建設工事の下請次数が3次まで
- 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- 人員の配置を示す計画書の作成、現場据置及び保存(電磁的記録媒体による措置も可能)
- 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器の設置

☆施行時期 令和6年12月中旬予定

【改正法施行関係】

(3) 営業所技術者の職務の合理化を認める要件について（建設業法第26条の5第1項関係）

改正法により規定された営業所技術者の職務の合理化（営業所技術者が専任で配置が求められる工事現場の監理技術者等の職務を兼務できることとされたこと）を認める要件を以下のとおりとすること。

- 営業所と現場の間の距離が、一日に巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- 建設工事の下請次数が3次まで
- 営業所技術者（監理技術者等）との連絡その他必要な措置を講ずる者の配置（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）
- 現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- 人員の配置を示す計画書の作成、現場据置及び保存（電磁的記録媒体による措置も可能）
- 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器の設置

☆施行時期 令和6年12月中旬予定

# 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

## 契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を**注文者に通知する義務**



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

**契約書**

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。

注文者



「資材高騰のおそれあり」

受注者



## 資材高騰等が顕在化したとき

## 契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。
- ➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
- ※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



注文者

「変更方法」に従って  
**請負代金変更の協議**

**誠実な協議に努力**



受注者

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

# 建設工事の請負契約書の法定記載事項(建設業法第19条第1項第8号)

## (現行)

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

天災不可抗力条項に関しては、「算定方法に関する定め」と規定

一～六 (略)

七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

九～十六 (略)

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」の記載は求められていない  
 →「**契約変更をしない**」といった内容を約する契約についても**許容されるものと解される余地**  
**契約変更条項を契約書上設けない契約が約6割**

## (改正後)

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく**工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め**

### 契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の変更方法

- ・ **発注者又は受注者は**、材料価格に著しい変動を生じたときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる**請負代金額の変更**を求めることができる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。etc ...

資材高騰に伴う請負代金等の「**変更方法**」を契約書の法定記載事項として明確化  
 →「**契約変更をしない**」といった内容を約する契約については**許容されない**

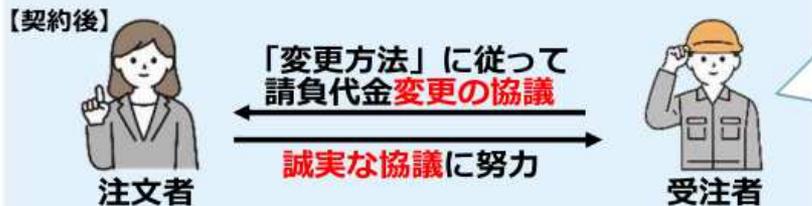
# おそれ情報の通知と、誠実協議の求め(建設業法20条の2)

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)  
 第二十条の二 (略)

- 2 建設業者は、その請け負う建設工事について、**主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰**その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、**請負契約を締結するまでに**、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて**通知しなければならない**。
- 3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する**事象が発生した場合には**、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての**協議を申し出ることができる**。
- 4 前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、**誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない**。



資材高騰等が顕在化したとき



運用上の留意点 (イメージ)

- 資材高騰リスクの情報を注文者・受注者の**双方**が契約前に共有  
 ⇒ 契約後に、実際に資材が高騰した場合の**負担**に関する協議の**円滑化**
- ✓ 受注者は、**把握**している範囲で情報提供すれば足りる (資材高騰の見込みについての新たな調査は**不要**。根拠は**公表資料**を用いる)
  - ✓ 将来のあらゆる可能性を網羅した**膨大な**リスク情報を提供しても、**負担**協議の円滑化には**寄与しない**おそれがあるので注意
  - ✓ **事前通知なしでも**、契約上の「変更方法」に基づき協議は**可能**
  - ✓ 「誠実」な協議とは、協議のテーブルに着いたうえで、申出の内容を真摯に聞き、変更の申出に至った背景事情を十分理解し、対等な立場から互いの意思が合致するようにできる限り努力が必要
  - ✓ 誠実に協議した上で、双方合意として**価格変更しない**こともあり得る。(必ず契約変更することを定めた規定ではない)

**注文者は、リスク発生時の契約変更協議については誠実に対応する努力義務**  
 (申し出られた協議の門前払い、申し出を理由とした不利益な取り扱い等は**禁止**)

今後、制度運用上の留意点をガイドラインとしてとりまとめ、変更協議促進という制度趣旨にかなう通知や協議の方法を周知予定

## 「おそれ情報」について

- 「おそれ情報」とはなにか？どのように通知するのか？



- 「リスク情報」とは、契約の変更協議を円滑化するためにあらかじめ受発注者が共有すべき資材高騰等のリスクに関する情報。
- 受注者は、把握している範囲で情報提供すれば足りるが、根拠には公表資料等を用いる必要。  
(将来のあらゆる可能性を網羅した膨大な情報を提供しても、協議の円滑化には寄与しないおそれ)



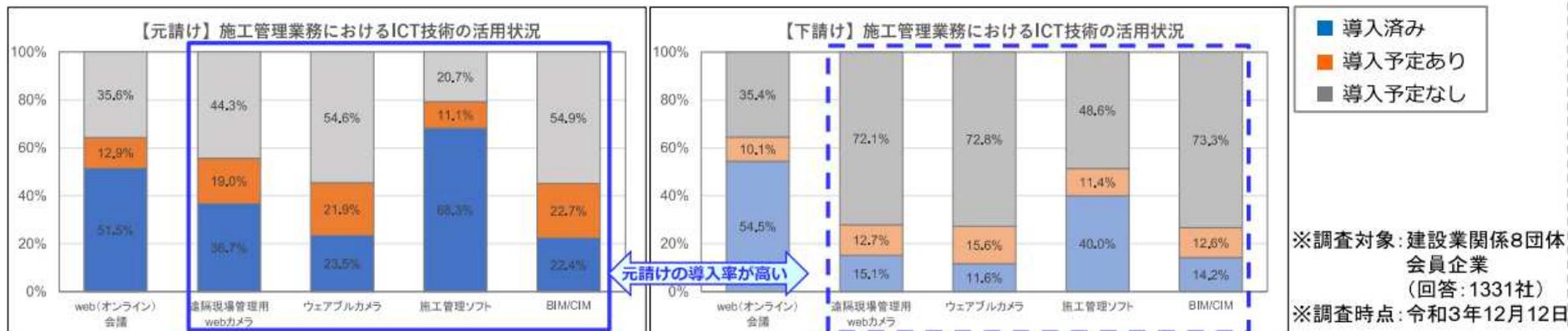
- 変更を申し出られた注文者は誠実に対応する努力義務  
(協議のテーブルに着いたうえで、申出の内容・背景事情を十分理解し互いの意思が合致するようにできる限り努力。門前払いや、申出を理由とした不利益取扱いは禁止)
- リスク情報の通知や変更協議の方法等の留意点をガイドラインとしてとりまとめて周知予定

- 建設業は他産業を上回る高齢化や若年層の不足、担い手確保が課題であり、生産性の向上に向けた現場管理の効率化が急務
- ⇒ 特定建設業者・公共工事の受注者にICTを活用した現場管理を努力義務として措置

## 現状

- ・ 施工体制管理等の効率化に向け、**現場管理における一層のICT活用推進をしていくことが重要**
- ・ 現状、元請企業を中心に現場管理におけるICT活用は一定程度進展しているが、下請企業では取組に遅れ

○ 施工管理業務におけるICT技術の活用状況(国土交通省令和3年調査※)



## 方向性・法改正の内容 ( )内は主体

○ 既にICT活用が進む「**特定建設業者**」や、より適切な施工確保が求められる「**公共工事の受注者**」から**ICT活用を推進し、下請への普及を促進していく必要**

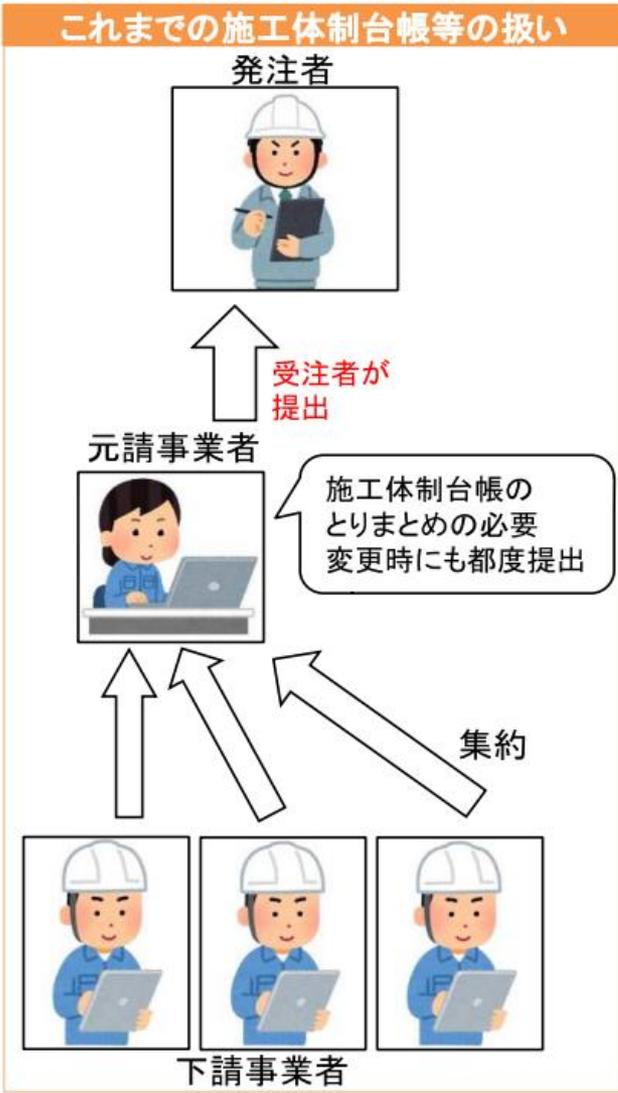
- ① ICT活用による**現場管理**を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ② ICT活用による現場管理の**下請**に対する**指導**を努力義務化(元請)
- ③ ICT活用した**現場管理の指針作成**(国)
- ④ 公共工事での**ICT活用に向けての助言・指導等**(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組  
青字 国・発注者の取組

※「ICTを活用した現場管理」の具体的内容は、指針において提示予定(例: 情報共有ソフト活用、web会議による遠隔管理)。

# 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化 (入契法第15条第2項の改正)

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、**提出義務を免除**



**<現行制度>**  
 公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、  
 ①施工体制台帳の作成  
 ②施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている

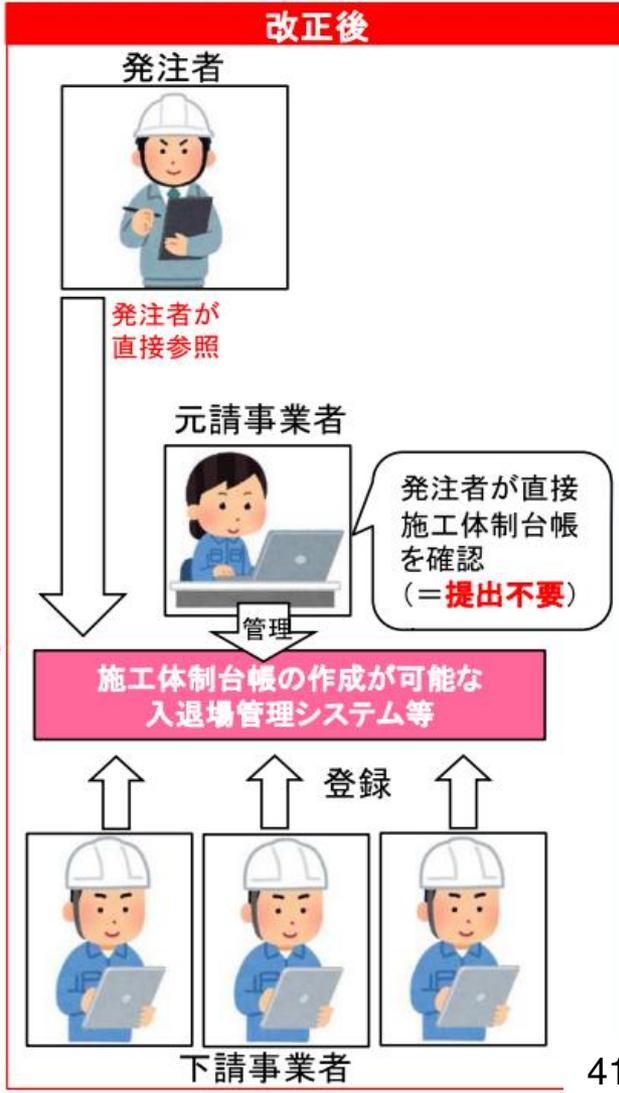
**<制度見直しの背景>**  
 元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向

⇒元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

**法改正により提出義務を緩和**

**<見直し後の提出義務について>**

- ・提出義務は存置
- ・ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置を講じている場合は、提出不要とする (※措置は国土交通省令で規定予定例:CCUSなど)



## 4. その他

## 夢洲：夢洲コンストラクション 全体概要

- 夢洲では、2025年大阪・関西万博の開催に向け、会場整備やインフラ整備などの建設工事を円滑に行うため、工事車両の渋滞対策や作業員の円滑な移動などに取り組む。
- i-Constructionの取組をデータ（BIM/CIM含む）とデータ連携基盤の活用により一層発展させる。
- グリーンフィールドである夢洲を実証の場に、最先端技術の活用による建設工事の安全かつ円滑な実施を通して、QoLを高める技術の創出を推進し、将来のまちづくりに活かしていく。



### 夢洲コンストラクションの3つの柱

#### 建設工事現場内外の移動 円滑化

- データなどの活用による交通量予測に基づくピークシフト誘導
- 位置情報及びAIカメラによる車両管理
- 駅及び共同駐車場からのシャトルバス・デマンドバスの運転管理

#### 建設工事・資材運搬 円滑化

- BIM/CIMなどを活用した建設工事の効率化
- データ及びセンシングによる局所的な気象予測
- ドローンによる建設工事の円滑化
- シャトルバスを活用した資材運搬(貨客混載)

#### 建設作業員の安全・健康管理 円滑化

- AIによる顔認証での建設作業員の入退場管理
- バイタル情報及び位置情報によるリアルタイムでの安全・健康管理

夢洲コンストラクションで実現した技術やサービスを  
全国の大規模建設工事を始め、まちづくりにも発展的に活用

# 夢洲：夢洲コンストラクション 全体概要

- データ連携により、車両、人、モノの情報をつなぎ、建設工事現場内外の移動、建設工事及び資材運搬、建設作業員の安全・健康管理の3つの円滑化を推進する。

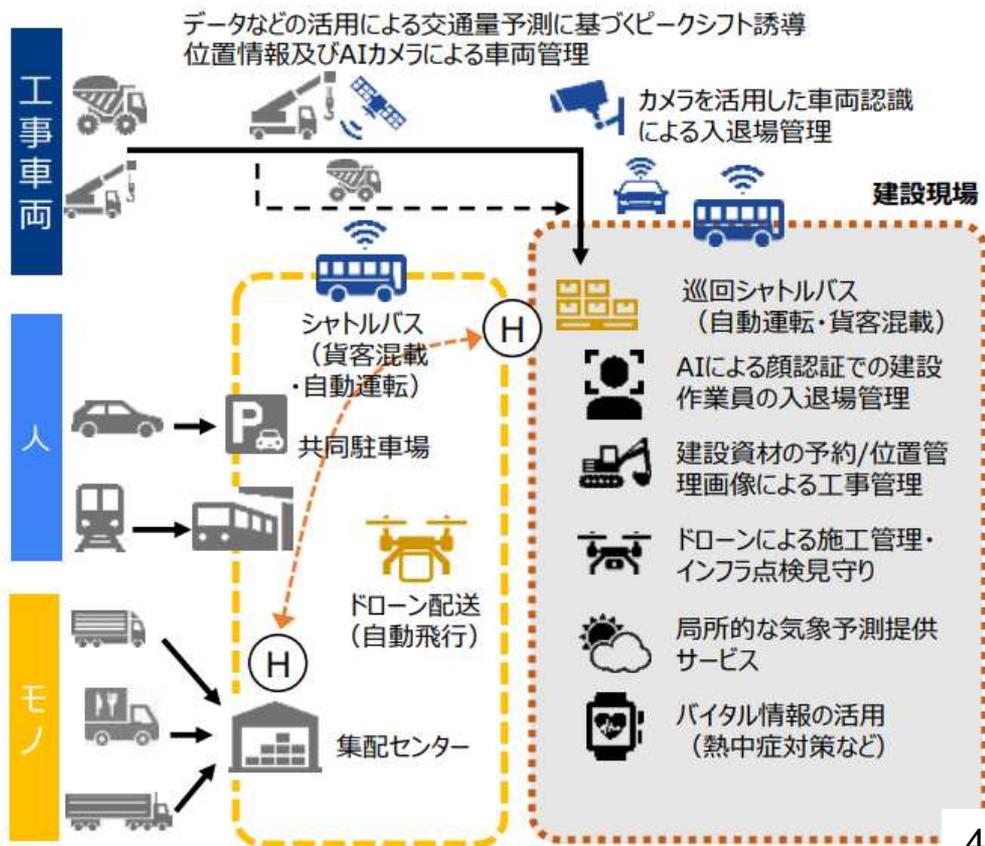
## 現状

各工区のデータはそれぞれが管理、サービスも各工区それぞれ実施



## データ連携基盤の導入

データ連携基盤により各工区のデータを連携し、各工区共通の先進的なサービスの実現をめざす



## 1 事業の目的

建設業においては、技能者の約1/3は55歳以上となっており、他産業と比べて高齢化が進行し、若年労働者等の確保・育成、技能継承が極めて重要な課題となっている。本助成金では、建設労働者雇用改善法に基づき、建設事業主等に支援を行うことで、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上、雇用の安定を促進することを目的とする（法9条）。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

### トライアル雇用助成金

#### ◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

○職業経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、試用雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース等）に上乗せ助成

- 【助成額】① 一般トライアルコース及び障害者トライアルコース  
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）  
② コロナによる離職者を試用雇用する事業主への助成  
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）  
→ 対象者一人あたり2.5万円/月（最大3ヶ月）（週20～30時間未満の場合）

### 人材確保等支援助成金

#### ◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

○魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成

【対象となる取組例】

現場見学会、体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力伝える取組 など

【助成率】	経費助成	中小建設事業主	60%
		中小建設事業主以外	45% など

#### ◆ 建設キャリアアップシステム等普及促進コース

○建設キャリアアップシステム（CCUS）等の普及促進を図ることを目的とし、建設事業主団体が普及促進に向けた事業（最長1年間の計画的な事業）を実施した場合に助成

【対象となる事業】

- 構成員に対し、CCUSの技能者登録料等の全部又は一部の補助
- CCUS登録等に係る申請手続支援
- 就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等

【助成率】	経費助成	中小建設事業主団体	66.7%
		中小建設事業主団体以外	50%

#### ◆ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

○作業員宿舎等の確保（被災三県のみ）や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場合に助成

【助成率】経費助成 60% など

※ 人材確保等支援助成金の【助成額】【助成率】は、賃上げ要件、生産性要件を満たさなかった場合の金額・率。生産性要件を達成した場合は、上乗せして支給（経過措置）。1年以内に賃上げ要件を達成した場合も、上乗せ支給（制度要求）。

### 人材開分支援助成金

#### ◆ 建設労働者認定訓練コース

○能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

- 【助成率・額】①経費助成 補助対象経費の16.7% ②賃金助成 3,800円/人日  
③生産性向上助成 ②の場合 1,000円/人日  
④賃上げ助成 ②の場合 1,000円/人日

#### ◆ 建設労働者技能実習コース

○若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

【対象となる技能実習】

- 安衛法による教習、技能講習、特別教育
- 能開法による技能検定試験のための事前講習
- 教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習（「通学制」、「eラーニング方式も含む通信制」）など

【助成率・額】

1 中小建設事業主（※支給対象：男性・女性労働者）

(1) 労働者数20人以下

- ①経費助成 75% ②賃金助成 8,550円/人日 < 9,405円/人日 >  
③生産性向上助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日  
④賃上げ助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日

(2) 労働者数21人以上

- ①経費助成 35歳未満：70% 35歳以上：45% ②賃金助成 7,600円/人日 < 8,360円/人日 >  
③生産性向上助成 ①の場合 35歳未満：15% 35歳以上：15% ②の場合 1,750円/人日  
④賃上げ助成 ①の場合 35歳未満：15% 35歳以上：15% ②の場合 1,750円/人日

2 中小以外の建設事業主（※支給対象：女性労働者）

- ①経費助成 60%  
②生産性向上助成 ①の場合 15%  
③賃上げ助成 ①の場合 15% など

※ 人材開分支援助成金（建設労働者技能実習コース）の賃金助成 > 括弧内は、建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合（令和5年度まで延長）。

※ 人材開分支援助成金（建設労働者認定訓練コース、建設技能者技能実習コース）については、令和元年度から生産性要件の適用を成果主義へ変更（生産性向上助成：3年後に支給）（経過措置）。令和5年度より成果主義の賃上げ要件を追加（1年以内に賃上げ要件を達成したら支給）（制度要求）。

支給実績：R3年度 6,164,253,698円（143,159件）

KPI：トライアル雇用助成金（受給事業所の常用雇用移行率80%以上）  
人材確保等支援助成金（受給事業所の定着率95%以上）  
人材開分支援助成金（受給事業所の定着率96%以上）



安全・安心な現場作業を応援します！

令和6年度

# 高度安全機械等導入支援補助金

油圧ショベル、ホイールローダーの安全装置及び積載形トラッククレーン過負荷防止装置の購入、改修経費の補助金

Web登録期間 令和6年4月10日(水)～令和7年1月24日(金)まで

※予算を上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

## 留意事項

以下の項目に該当すると補助金は支出されません。

- ① 「Web登録後（7日以内）に交付申請書類が提出されない」
- ② 「建設業許可なしに登録を行った」  
（「解体工事業登録」「建設業許可（解体工事業）は未取得」でWeb登録を行った。）
- ③ 「補助金請求書類が提出されない」  
（交付決定通知書を受領したことで、補助金を受給できると誤解していた。）
- ④ 「交付決定前に売買契約を締結した」  
（契約締結日が交付決定通知書発出日前で、審査結果を待たずに契約を交わしていた。）  
（審査結果を待たずに建設機械の代金の全額もしくは一部を支払っていた。）
- ⑤ 「交付決定内容と契約内容が異なっている」  
（申請時の見積金額（本体及び安全装置の仕様含む）が請求書の金額と異なっていた。）  
（「一括払い」での申請が、請求では割賦契約（分割払い等）に変更されていた。）
- ⑥ 「契約書に所有権に関する記載がない」  
（売買契約書に完済後の安全装置の所有権移転に係る記載がない。）
- ⑦ 「補正要請後1ヶ月以上たっても正が行われない」  
（補助金申請書類、補助金請求書類提出後に事務局より不備を指摘された後、1ヶ月以上経過しても指摘事項が改善されない。）  
ア) 見積書に安全装置の名称と金額の記載がない。  
イ) 割賦払計画書が提出されない、または年度内に完済しない。  
ウ) 労働保険番号●●●3の書類、納付記録（領収書など）、雇用人数が分かる書類（労働保険料算定基礎賃金等の報告の写し）が提出されない。  
エ) 売買契約書（写し）が提出されない、金額及び安全装置の名称など重要事項の記載がない。  
オ) 請求書、納品書と領収書に建機の型式、製造番号と安全装置の名称及び金額の記載がない。  
カ) 領収書の写しが提出されない。
- ⑧ 「その他」  
ア) 申請者が割賦契約を利用して購入する際に、補助金請求時に「領収書」「完済証明書」等の完済を証明する書類の提出がないもの。  
イ) 補助金事業以外の支払いとの混合払いがなされているもの。  
ウ) 一度に複数台申請された場合に、請求時1台のみ辞退される場合。（この場合には、同一申請の安全装置のすべてが補助対象外となります。）

## 各書類送付先・お問合せ先

宛名 建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター

住所 〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階 建災防 高輪分室

お問合せ先 建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター  
電話:03-6275-1085 Fax:03-6275-1089  
9:00～12:00/13:00～16:30(土日祝日を除く)



詳しくは建災防本部ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/>

補助金 建災防

建災防本部  
ホームページ



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
建設業労働災害防止協会（略称：建災防）

## 対象者

(1) 中小企業である者（具体的な基準は以下の通り）

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかが該当すれば可。

(2) 申請時において建設業許可を有して期限内であること

(3) その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

## 補助対象機及び補助額概要

### 積載形 トラッククレーン



- (1) 補助金支出基準  
構造規格を上回る追加安全措置基準  
（過負荷となった場合に警報を発生し、かつ停止する機能を有し、(一社)日本クレーン協会規格JCAS 2209-2018「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」に適合）
- (2) 補助金交付額  
1台あたりの上限：1,000,000円  
（補助対象経費「上限2,000,000円」の1/2）

### 油圧 ショベル



- (1) 補助金支出基準  
厚生労働省が安全性能を有すると認める以下のもの  
① 動作の停止・減速を伴うもの（「近接センサー」）  
または  
② 複数カメラを有するもの（「監視モニター」）

- (2) 補助金交付額  
① 1台あたりの上限：（上記①近接センサーの場合）  
1,000,000円（補助対象経費「上限2,000,000円」の1/2）  
② 1台あたりの上限：（上記②監視モニターの場合）  
500,000円（補助対象経費「上限1,000,000円」の1/2）

### ホイール ローダー



※同一申請者あたりの年度内申請上限：5,000,000円

# (1) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 大阪府計画

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の施行・基本計画の閣議決定（平成29年6月）を受け、平成31年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大阪府計画」を策定

令和5年6月

建設工事従事者に係る状況変化等を踏まえ、基本計画が変更され、閣議決定



令和6年3月

建設工事従事者に係る状況変化や国の基本計画変更等を踏まえ、本府計画を改定

(参考) 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課HP  
建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大阪府計画

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/kensetsu-shokunin/index.html>

# (1) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 大阪府計画

## ＜大阪府建設工事従事者安全健康確保連絡会議の設置＞

大阪府における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、関係団体・機関が、適切な役割分担のもと、各般の施策を講じるため、会議を設置。

### 会議構成員

- ・ 建設業者団体（5団体）、関係団体（2団体）
- ・ 国土交通省 近畿地方整備局
- ・ 厚生労働省 大阪労働局
- ・ 大阪府

## (2) 建設業に係る表彰

### <趣旨>

優れた建設現場従事者や建設業への振興に顕著な功績のあった者を対象とした表彰を毎年実施。

⇒建設業のイメージアップ、若年建設従事者の入職促進など構造改善意識の高揚を図る。

### <表彰事例>

- ・ 優秀建設施工者知事表彰（2月）
- ・ 憲法記念日知事表彰（5月）

# (3) 大阪府発注工事について（社会保険等加入対策）

参考

平成30年度以降、建設工事における  
社会保険等未加入対策を強化します！

契約局ホームページ掲載文

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成29年11月8日

大阪府

建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について

大阪府では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の観点から、本府が発注する建設工事において、受注者を社会保険等\*加入者に限定するとともに、下請負人が未加入であった場合は保険担当機関へ通報する取組みを進めてきました。

この度、社会保険等への加入をより一層促進するため、下記のとおり取組強化を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、手続き等の具体的な内容は、詳細が決定次第、改めてお知らせします。

\*「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。（以下同じ。）

## 1 平成30年4月からの取組み

### 契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者※を下請負人とすることを禁止

平成30年4月1日以降に公告等を行う全ての建設工事について、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを受注者に禁止します。

併せて、契約書に、受注者が請負代金内訳書を提出する旨を新たに規定し、受注者から下請負人に対して、社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを求めます。

※「建設業許可業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいいます。（以下同じ。）

- ・受注者には、「社会保険等に加入している者を下請負人とする」旨の誓約書の提出を求めます。
- ・受注者には、「施工体制台帳」に加え、下請負人が社会保険等に加入していることを確認した書類の提出を求めます。
- ・建設業許可業者である下請負人が社会保険等の適用除外でないにもかかわらず未加入であると判明した場合は、受注者に対し、当該下請負人への加入指導を求める文書を発出します。
- ・未加入である下請負人にかかる保険担当機関への通報は、引き続き実施します。

## 2 平成30年10月からの取組み

### 違反した場合は受注者に対し入札参加停止措置等を実施

平成30年10月1日以降に公告等を行う全ての建設工事について、下請負人である建設業許可業者の社会保険等への加入が確認できない場合、受注者に対し入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します。

- ・社会保険等未加入の下請負人が判明した場合は、受注者に対し文書により、当該下請負人に対する加入指導及び加入したことが確認できる書類の提出を求め、指定期間内（30日間。二次下請以下の下請負人であって、相当の理由があると認められたときは、60日間。）に加入確認ができなかった場合は、受注者に入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します。

# (3) 大阪府発注工事について

## ＜建設業法違反があった際の入札参加停止の措置＞

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>(建設業法違反)</p> <p>十一 入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の(1)～(4)のいずれかに該当したと</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合</p> <p>イ 府発注工事に関するもの</p> <p>□ 府発注工事以外に関するもの</p> <p>(イ) 府内の工事</p> <p>(ロ) 府外の工事</p> <p>(2) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のイ又はロの処分を受けた場合</p> <p>イ 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>□ 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分</p> <p>(3) 建設業法に違反し、次のイ又はロの処分を受けた場合((2)の場合を除く。)</p> <p>又は適正化法第13条に違反し、イの処分を受けた場合</p> <p>イ 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>(イ) 府発注工事に関するもの</p> <p>(ロ) 府内の工事(府発注工事を除く。)に関するもの</p> <p>(ハ) 府外の工事に関するもの</p> <p>□ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分</p> <p>(イ) 府発注工事に関するもの</p> <p>(ロ) 府内の工事(府発注工事を除く。)に関するもの</p> <p>(ハ) 府外の工事に関するもの</p> <p>(4) 建設業法第29条に基づき、次のイ又はロの許可取消処分を受けた場合</p> <p>イ 同条第1項第5号又は第6号に基づく取消処分</p> <p>□ イの処分以外の取消処分</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>6月</p> <p>3月</p>

# (4) 建設業を取り巻く状況等への対応

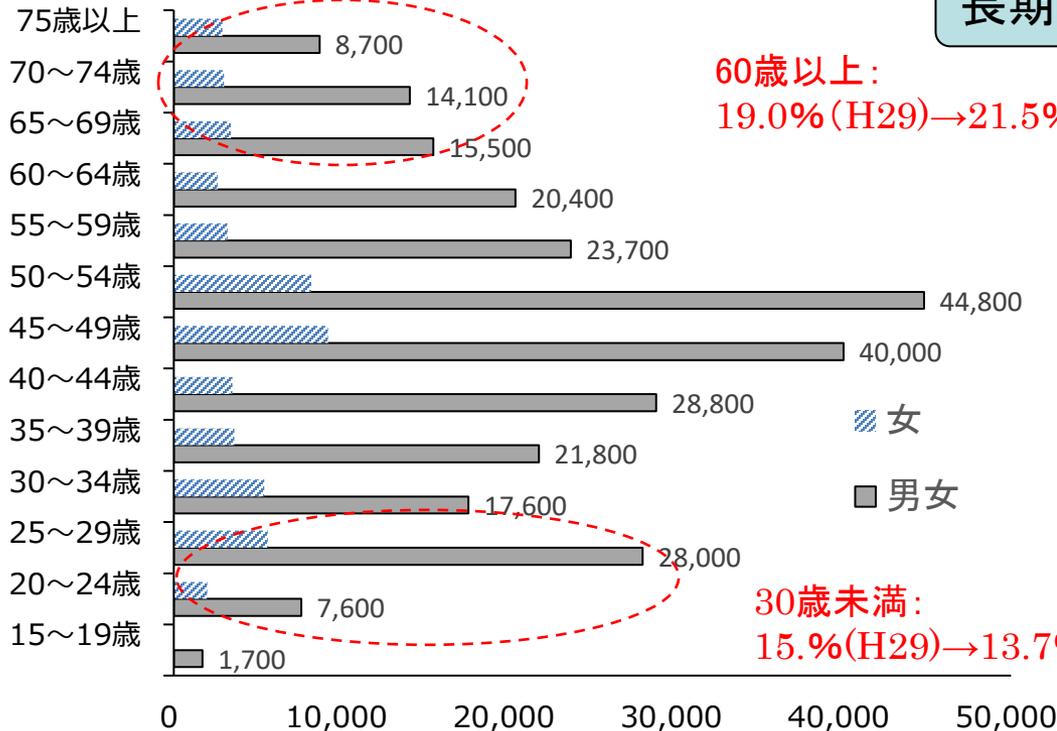
気候変動の影響→熱中症対策

石綿を用いた建築物の解体工事の増加→石綿ばく露防止対策

人材の多様化→

- ・女性の活躍促進
- ・外国人労働者の労働災害への対応
- ・高齢労働者の安全及び健康の確保

R4年の年齢階層別建設業有業者数(大阪)



長期的な担い手の確保が必要

60歳以上:  
19.0%(H29)→21.5%(R4)

ICTやインフラ分野のDX等による生産性の向上

時間外労働規制

働き方改革の推進

総数 296千人(H29) → 273千人(R4)

出典：総務省 「就業構造基本調査」

# 5. 資料リンク集

## <ガイドライン・マニュアル等>

### ■大阪府 建設業法に基づく監督処分基準

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/syobunkijyun/index.html>)

### ■国土交通省のガイドライン・マニュアル掲載ページ

([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html))

- ・建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン
- ・監理技術者制度・監理技術者制度運用マニュアル
- ・施工体制台帳等・施工体制台帳の作成等について
- ・社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
- ・建設業法令遵守ガイドライン

### ■一括下請負・一括下請負の禁止について (<http://www.mlit.go.jp/common/001203447.pdf>)

### ■法定福利費・法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

(<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>)

### ■安全衛生経費

- ・安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)

([https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensei\\_tsugyo\\_const\\_anzeneiseiteigen.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensei_tsugyo_const_anzeneiseiteigen.html))

- ・標準見積書の作成手順 (案)

([https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001731411.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001731411.pdf))

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律/建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会

([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000101.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html))

### ■建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大阪府計画

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/kensetsu-shokunin/index.html>)

# 5. 資料リンク集

## ■ 熱中症防止対策

- ・ 職場における熱中症予防基本対策要綱

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf>)

- ・ 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001098903.pdf>)

- ・ STOP！熱中症クールワークキャンペーン

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38059.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38059.html))

## ■ 騒音障害防止対策 ・ 騒音障害防止のためのガイドライン

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001089239.pdf>)

## ■ 石綿ばく露防止対策

- ・ 労働者の石綿ばく露防止施策の紹介

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/other/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/index_00001.html))

- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

([https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html))

## ■ 女性の活躍促進

- ・ 建設産業における女性の定着促進に向けた取組について

([https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000088.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000088.html))

## ■ 外国人の労働災害防止対策

- ・ 外国人労働者の安全衛生対策について

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>)

## 5. 資料リンク集

### ■ 高齢者の労働災害防止対策

- ・ エイジフレンドリーガイドライン

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10178.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html))

- ・ 転倒災害防止対策の推進について

(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)

### ■ メンタルヘルス対策

- ・ 職場における心の健康づくり

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000560416.pdf>)

- ・ 大阪産業保健総合支援センター（健康相談窓口）

(<https://osakas.johas.go.jp/advice/>)

### ■ 建設事業主等に対する助成金（厚生労働省）

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00006.html))